

転入予定に係る誓約書

(宛先) 桜井市長

令和 年 月 日

住 所 :

保護者氏名 :

児童との続柄 :

桜井市内保育所の入所申込にあたり住民票住所は下記のとおりで桜井市民ではありません。
しかし、入所希望月前月の月末までに、桜井市市民課にて住民登録の異動（転入手続き）
及び桜井市保育教育課にて入所に係る所定の手続きを必ずおこなうと誓約いたしますので、
桜井市民としての取り扱いにて入所申込の受付をお願いします。

なお、誓約事項が履行できなかった場合については、保育所入所の内定取消しを受けても
一切異議はありません。

記

児童氏名 :

生年月日 : 平成 ・ 令和 年 月 日

児童氏名 :

生年月日 : 平成 ・ 令和 年 月 日

児童氏名 :

生年月日 : 平成 ・ 令和 年 月 日

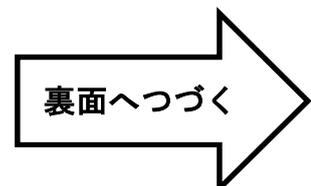
住民票住所 :

転入先住所 : 桜井市

転入予定日 : 令和 年 月 日

【添付書類】 ○で囲む

賃貸契約書 ・ 不動産売買契約書 ・ 固定資産税課税証明書 ・ 不動産登記事項証明書
その他 ()



兄弟（2人以上）で入所申込を行う場合

兄弟（2人以上）で入所申込を行う場合は、入所調整に必要ですので下表の該当項目へ**○印を記入**してください。

なお、下表の該当項目に○印の記入がない場合は、「**同じ施設且つ、同じ月に入所希望**」とみなし入所調整を行います。予めご了承ください。

保育所の 兄弟（2人以上） の同時申込希望	（該当する場合は下記番号に○）	
	●1施設のみを希望している場合	
	① いずれかの児童が利用できない場合	1 同じ時期に利用できるまで待機する 2 利用できる児童は利用し、利用できない児童は待機する ※
	●2施設以上を希望している場合	
	① 希望順位を下げれば同じ施設を利用できる場合	1 希望順位を下げた同じ施設を利用する 2 児童ごとに、より希望順位の高い別々の施設を利用する
	② 希望順位を下げても同じ施設を利用できないが、別々の施設であれば利用できる場合	1 同じ施設が利用できるまで待機する 2 児童ごとに、より希望順位の高い別々の施設を利用する
	③ 別々の施設でもいずれかの児童が利用できない場合	1 同じ時期に利用できるまで待機する 2 利用できる児童だけ、より希望順位の高い施設を利用する ※

※求職活動中で申込んでいる保護者については、入所月から3ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。復職予定で申込んでいる保護者については、申込の条件通り入所月翌月20日までの復職となります。

よって、保育施設を利用できない児童がいるとの理由で、求職活動ができない、または復職せずに育児休業期間を延長することはできません。求職活動（復職）しない場合は保育施設を退所（園）いただきます。